

平成24年成人式



「成人の日」の前日の1月8日(日)、南部コミュニティセンターにおいて榛東村成人式が開催されました。成人を祝うような青空の下、出席者の皆さんは、友人や恩師との再会を喜びあっていました。

今年、成人を迎えたのは、平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた218人。

119人が出席した式典では、主催者である村長のあいさつのほか、来賓者から祝辞があり、新成人代表の浅川拓弥さん(6区)からお礼の言葉が述べられました。

また、中学校時代の恩師から新成人たちへメッセージが贈られたほか、榛東ふるさと太鼓による記念演奏や、新成人となった榛東ふるさと太鼓OB・OGによるサプライズ演奏が披露され、新成人としての新たな門出を祝福しました。

祝 成人おめでとう

お礼の言葉

浅川 拓弥さん

本日は、成人を迎えた私たちの新たな門出に對し、このような盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。また、お祝いや激励の言葉を頂きました村長をはじめ、ご来賓の方々、さらにご出席いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

さて、昨年3月には、誰もが忘れもしない東日本大震災が発生し、日本中の多くの人の心に大きな傷をもたらしました。あれから1年近くが経過した現在でも、東北をはじめとする被災地では、依然として復興が進んでいない現状が続いております。今繰り広げられている悲惨な現実を目の前にして、このような式典に参加することに悩んだ部分も正直ありました。

しかし、東北に住んでいる方が、『ここはもう被災地ではなく「復興地」である。悲しみに暮れてばかりいないで、私たちはもう復興に向かって進むだけだ。』と仰っていたのを耳にし、前へ前へと一歩ずつ前進していく姿勢も大切なのだと実感し、この式典に参加することを決意しました。

私たちも二十歳を迎え、すでに職業に従事している人や、学業に励んでいる人など様々ですが、ここで少々、私自身の話をさせてください。

私は現在、東京の大学で学業に

励んでいる身ではありますが、震災後から今日まで、大学の至るところで募金やボランティアを募る活動を眼にします。たとえ実際の現場とは離れている東京でも、現場のために出来ることは山ほどあり、震災を通して、心と心は常に繋がっていることを再認識させられ、大変感銘を受けました。それ以降、私もオーケストラのサークルに所属しておりますが、音楽で現場のために何が出来るのかを強く考えさせられるようになりました。

また、震災を通して、自分のことは自分自身で判断する重要性も学びました。特に、新成人を迎えた私たちには、これから人生の選択肢が無数にあります。この榛東村をこれから中心になって動かしていくのも私たちなのです。村の善し悪しも私たちにかかっているのです。だからこそ、この榛東村を支えていくために、私たちは一人ひとり目標を見失わずに、向上心を持って努力し、まい進していく所存です。

最後になりますが、本日の式典にあたり、私たちを支えてくださった両親や家族、恩師の方々、地域の方々、式典の開催に御尽力いただきました榛東村の関係者の皆様に、今一度厚く感謝申し上げます。この感謝の気持ちを忘れず、優しく、逞しく、力強く生きてゆくことを誓って、お礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

確定申告はお早めに

所得税は、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するということ申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならぬこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の「確定申告」

平成23年分の所得税の確定申告をしなければならぬのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方、給与所得者の方で平成23年中の給与の収入金額が2千万円を超える方や給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

所得税が還付される いじもあつめ

確定申告をしないで良い場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ・給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

・予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間（平成24年2月16日～3月15日）中に提出することになっています。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降なら、いつでも提出することができます。

確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出される方は、ご自分で記入し、お早めに郵送などにより提出してください。

なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくのが便利です。

自分のパソコンで 申告書が作成できます

国税庁のホームページでは、パソコンで確定申告書・青色決算

書・収支内訳書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。

これは、インターネットに接続したパソコンで入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、カラープリンタで印刷することにより申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。

納税は期限内に

平成23年分の確定申告による所得税の納期限は、平成24年3月15日（木）です。また、振替納税をすでに利用されている方は、口座振替日の2～3日前までに指定された預貯金口座の残高の確認をお願いいたします。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手間が省け、うっかり納税期限を忘れてしまうことのない振替納税が大変



便利です。ぜひご利用ください。

にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる方に依頼してください。

納税者からの依頼による①税務代理②税務書類の作成③税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える方にしかできないことになっています。

ところがこの時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する方が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

確定申告に関する情報

税務署で配布される「確定申告に関する手引き」やパンフレットのほか、国税庁ホームページなどでも、さまざまな情報が提供されています。

◆国税庁ホームページ

「確定申告等情報」コーナーに、画面に基づいて必要項目を入力することにより所得税の確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」のほか、確定申告に多いお問い合わせ事項をまとめたQ&Aや、各種申告書、計算書、説明書などを掲載しています。

◆タックスアンサー

税金に関する疑問について、コンピュータがインターネット・電話音声・ファクシミリでお答えします。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>